

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第22回本部員会議 次第

日 時：令和2年8月28日(金)
16時30分～17時15分
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) クラスターの発生状況に係る分析について
- (3) 支援充実強化期間の取組について
- (4) 「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設等について
- (5) 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく9月1日以降の対応について
- (6) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

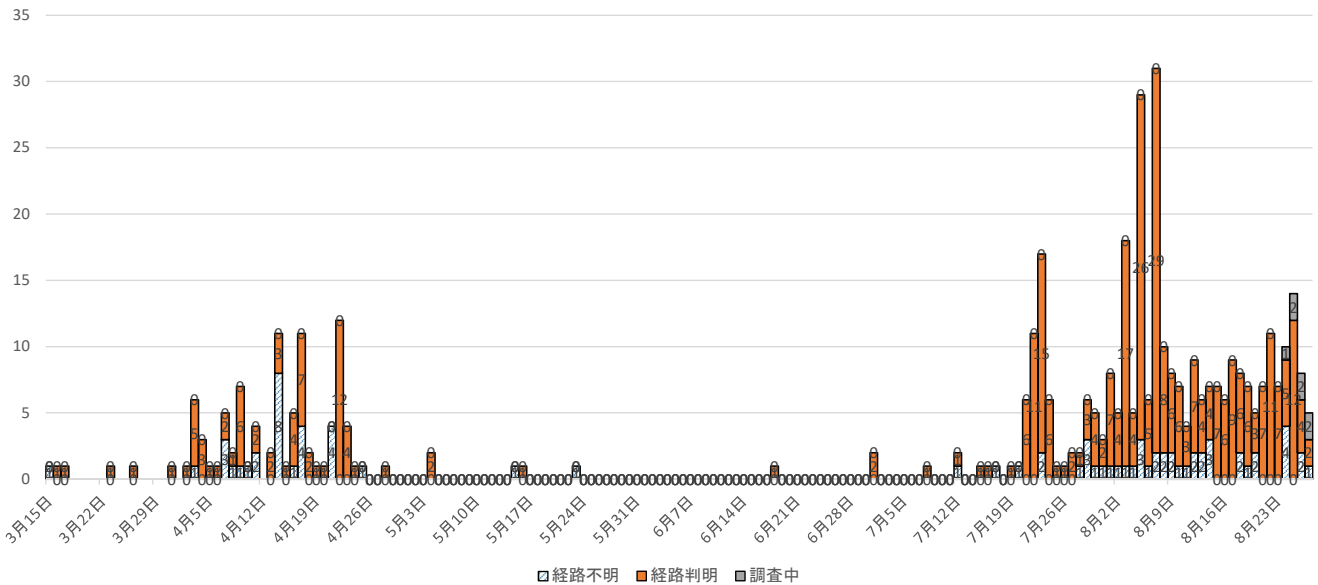
令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部
健康医療福祉部

県内の感染動向について（8/27現在）

1) ① 流行曲線（公表日別）

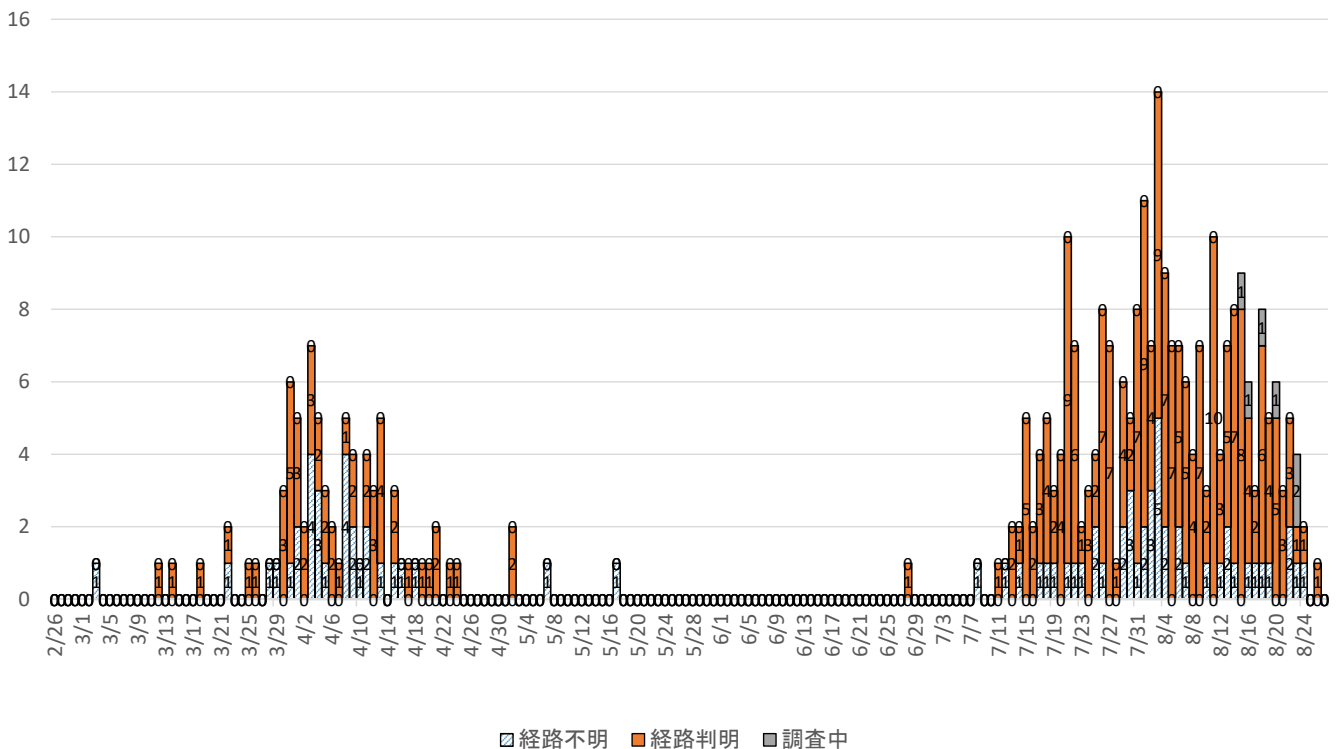
新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別)
8/27 17:30現在



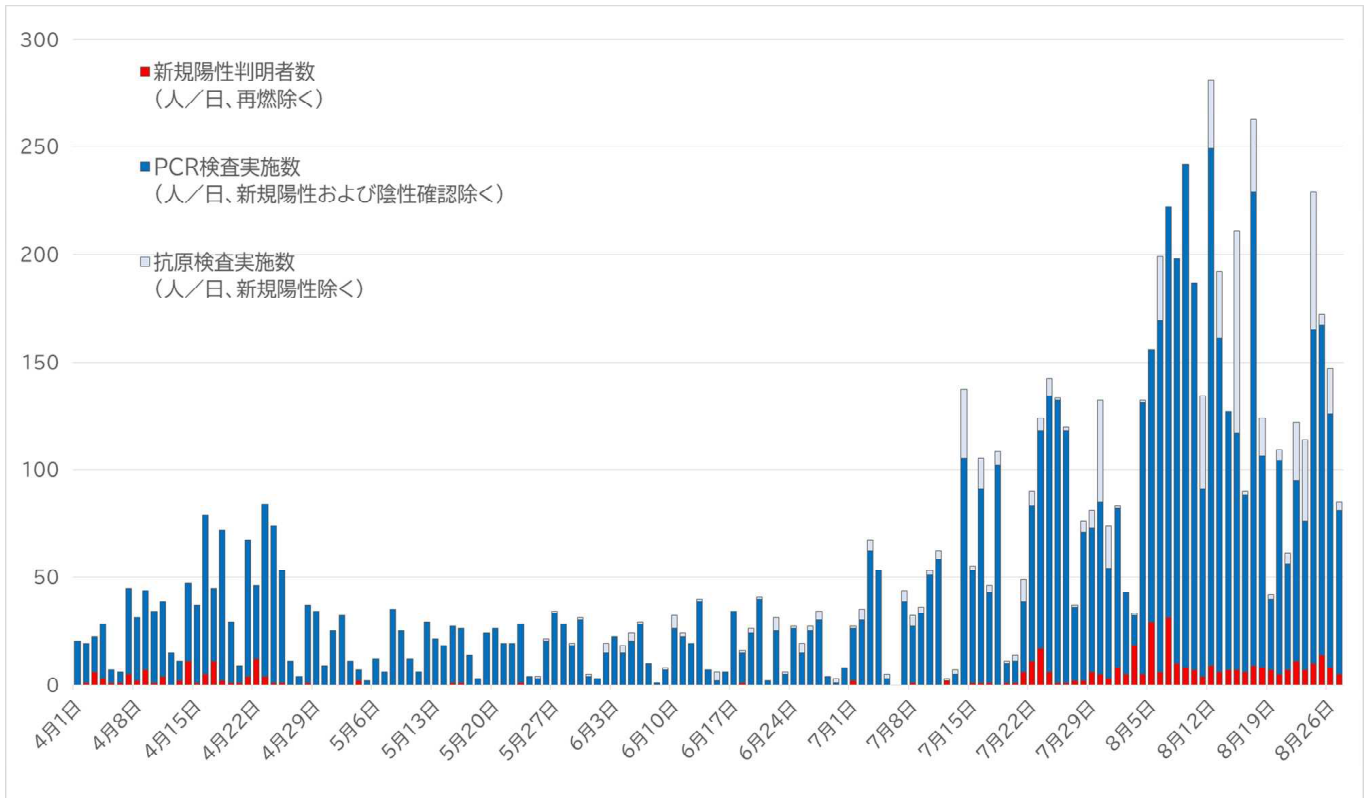
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

1) ② 流行曲線（発症日別）（8月27日現在）

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く) 8/27 17:30現在



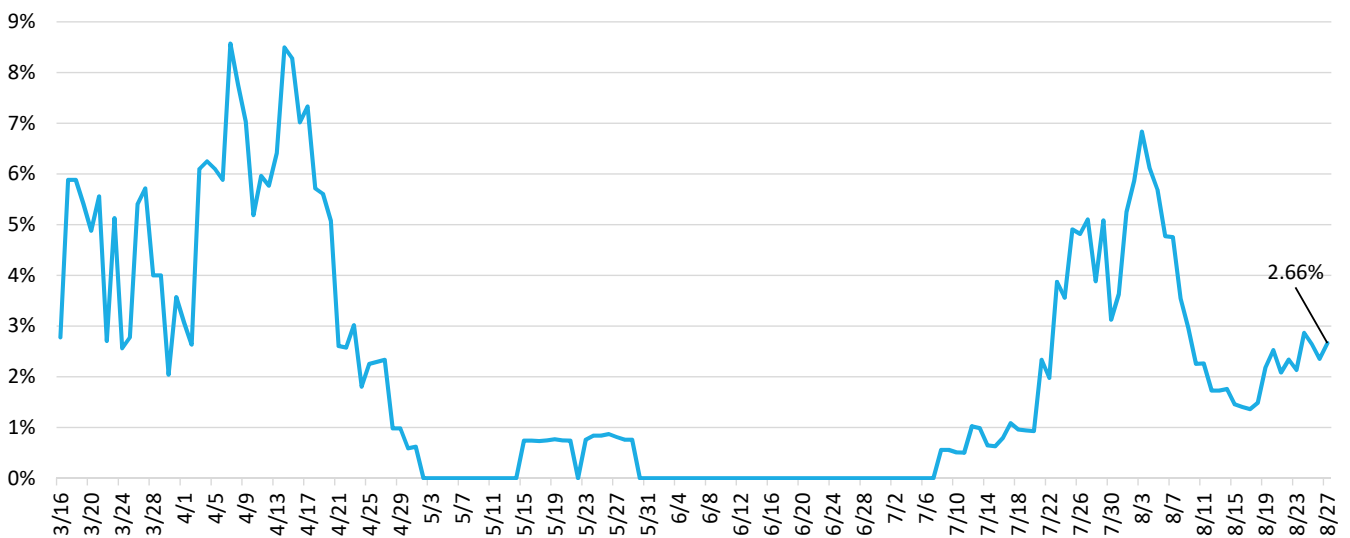
2) PCR等検査の状況(陰性確認を除く)



・ 7月に入ってからクラスター発生に伴い検査数の増加が認められます。

3) 陽性率 (7日間移動平均)

陰性確認と濃厚接触者を除くPCR検査等陽性率(7日間移動平均)
8/27 現在



陰性確認と濃厚接触者を除くPCR検査等陽性率：市中感染の程度を測る指標

- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、8月27日現在の陽性率は2.66%でした。7月にはいって上昇傾向にあり、8月初旬をピークに減少傾向が認められていましたが、中旬以降増加しました。

県内の感染状況について（8/27現在）

1) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数	入院者数				空床数	県内 宿泊療養 部屋数	療養者数			空数
			県内発生	その他	療養者数			県内発生	その他		
総数	175	92	84	8	83	62	12	11	1	50	

2) 県内の陽性者発生状況

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数	入院中				入院 予定	宿泊 療養	退院等	死亡	
			重症	中等症	軽症						
PCR検査数 （うち行政検査分 （うちその他検査分	7,640 5,216 2,424	428	96	85	3	14	68	0	11	328	4
抗原検査数	787										

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要
 中等症：酸素投与が必要または摂食不可能
 軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

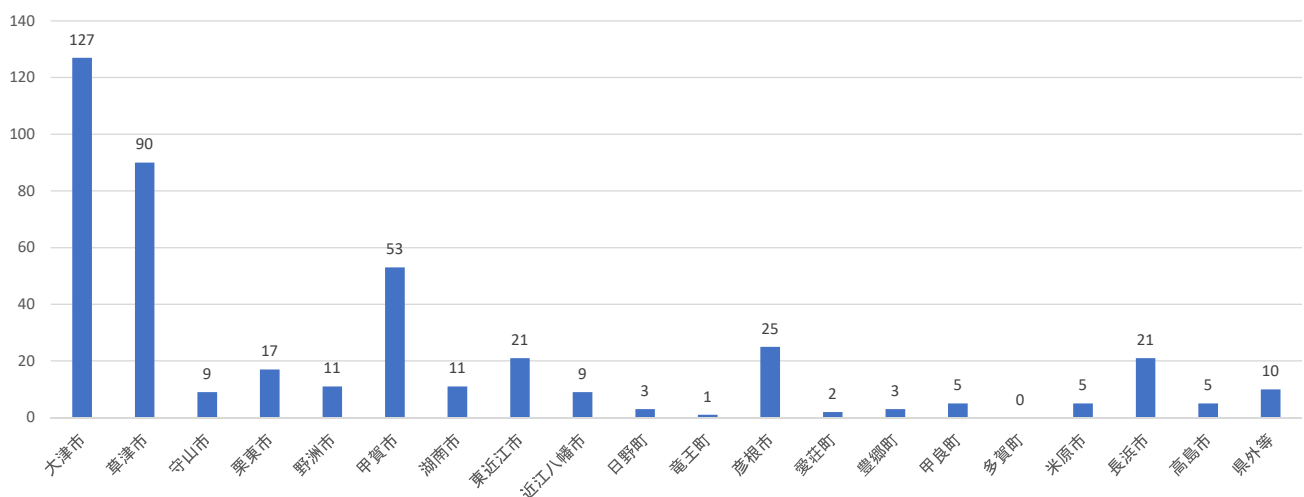
重症者以外のICU(集中治療室)利用者数

4人

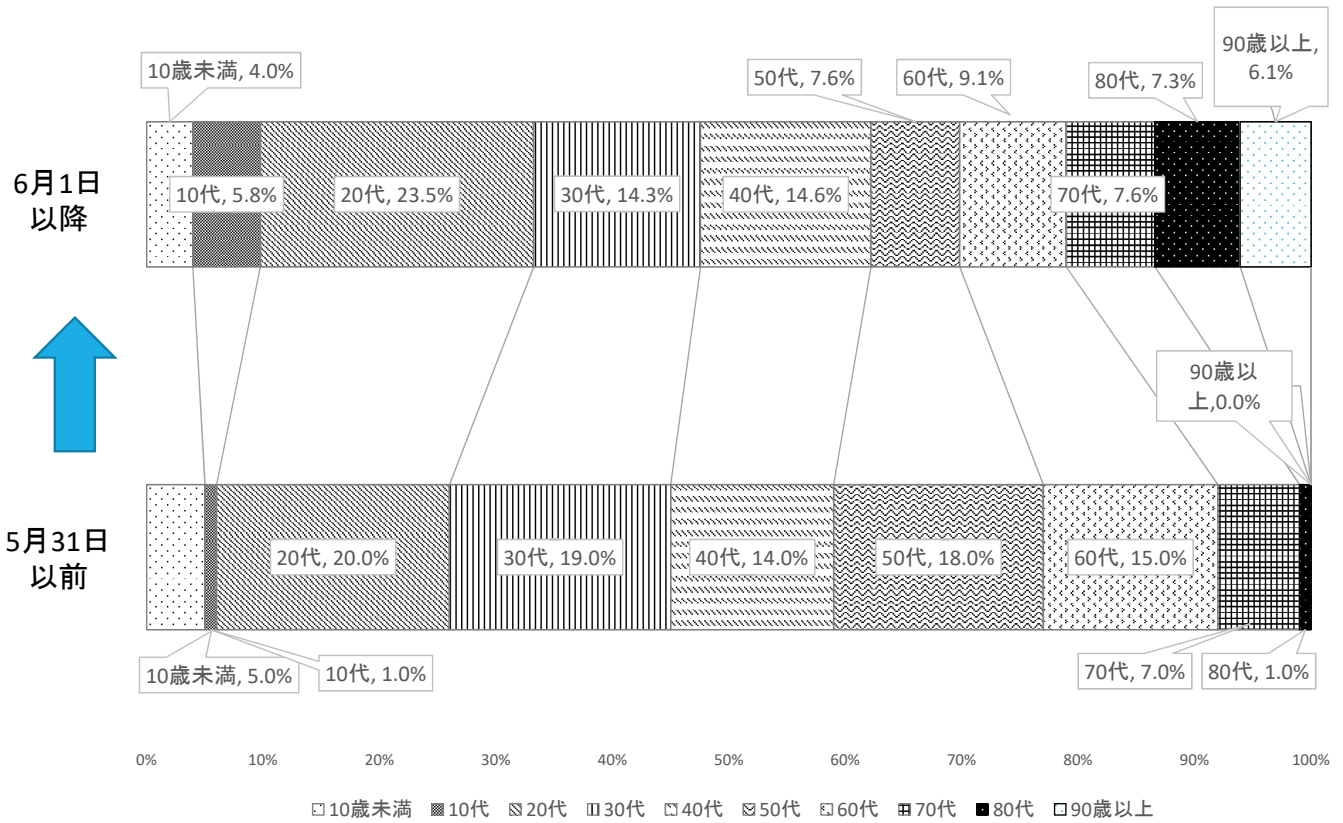
3) 性別陽性者数

性別	陽性患者数
男性	202
女性	208
非公表(10歳未満)	18
計	428

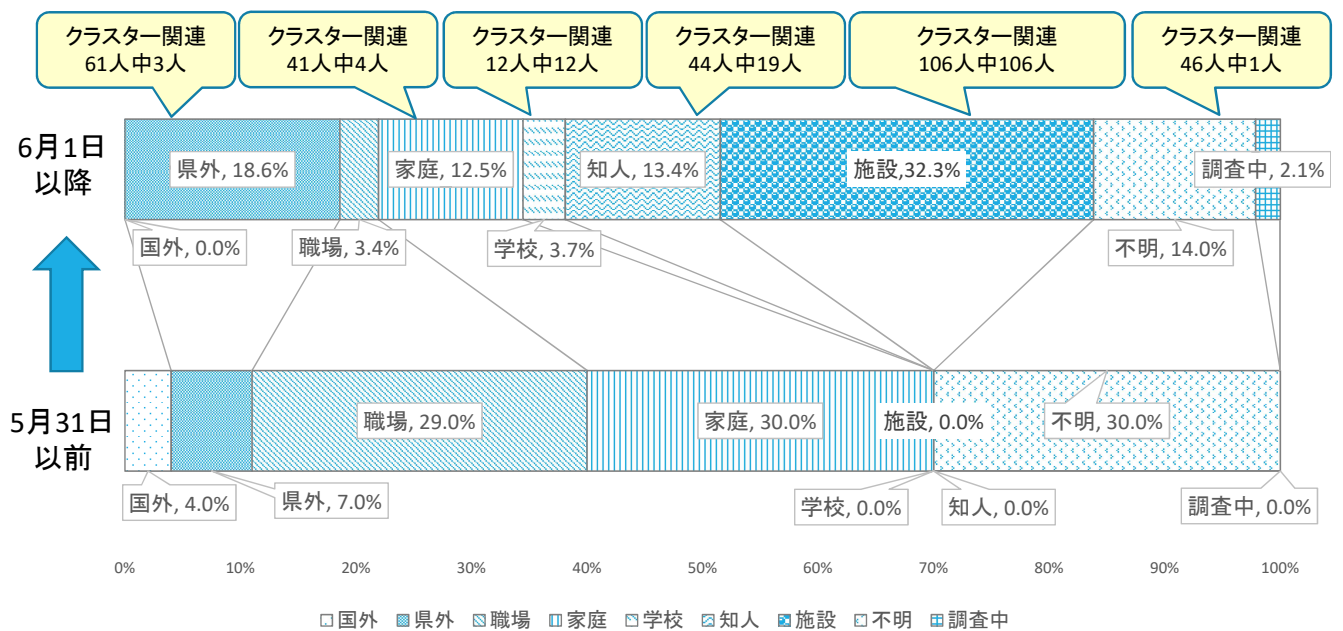
4) 市町別陽性者数



5) 年代別陽性者率

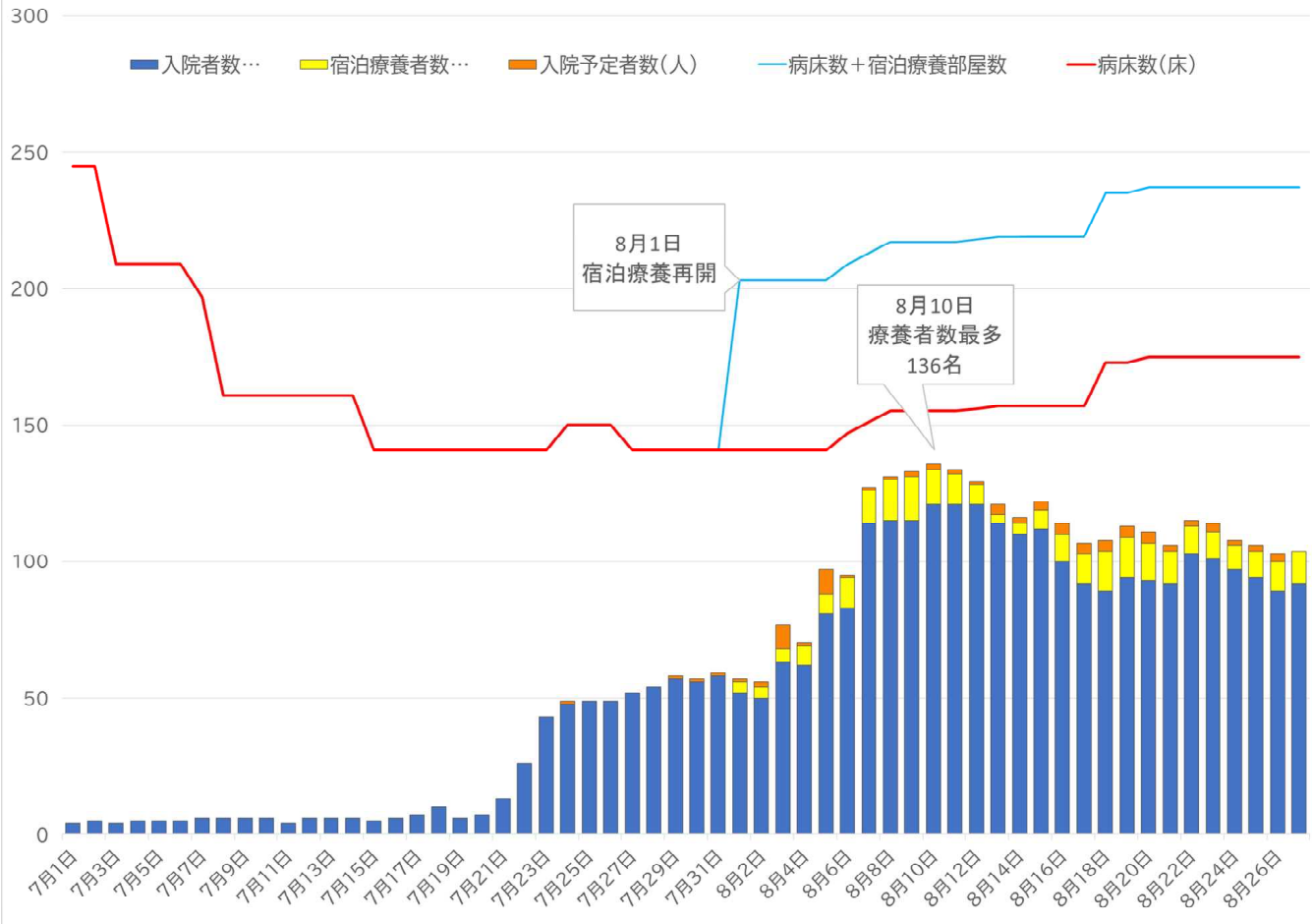


6) 感染経路別陽性者率



	国外	県外	職場	家庭	学校	知人	施設	不明	調査中	計
6月以降	0	61	11	41	12	44	106	46	7	328
5月以前	4	7	29	30	0	0	0	30	0	100
計	4	68	40	71	12	44	106	76	7	428

入院医療体制について



新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設の利用開始について

医療機関の負担軽減および重症者の受入病床の確保を図るため、県内で2か所目の無症状者又は軽症者が療養を行う宿泊療養施設の利用を開始します。

1 宿泊療養施設

東横 INN 彦根駅東口（滋賀県彦根市駅東町2-1）

2 開設日

令和2年（2020年）8月31日（月曜日）

3 室数 209室（当面は76室（19室×4フロア）を利用）

4 運営体制等

運営スタッフ・看護師が24時間常駐、医師は当面週3日程度で勤務、24時間オンコール体制。

（参考）既に利用開始している宿泊療養施設

ホテルピアザびわ湖（ピアザ淡海内）（大津市におの浜1-1-20）

〔開設日〕 令和2年（2020年）4月22日（水曜日）

〔室数〕 62室

クラスターの発生状況に係る分析

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、7月下旬以降に発生した3つのクラスターについて、次のとおり、発生経過や課題等を分析しました。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| ①飲食店 | 感染者数 12人(従業員3人、来店者9人) |
| | 判明日 7月27日～8月10日 |
| ②特別養護老人ホーム | 感染者数 31人(従業員15人、入所者15人、デイサービス利用者1人) |
| | 判明日 8月3日～8月7日 |
| ③病院 | 感染者数 41人(従業員13人、患者26人、その他2人) |
| | 判明日 8月5日～8月19日 |

この分析は、感染拡大防止を図るための課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。関係する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

1. 飲食店 従業員と客はカウンター越し(約1m)に接客する。

感染対策の状況

- 飲食店は、業界団体が定めるガイドラインにそった感染対策を行おうとしたが、十分に対策をしていたとは言い難い。
- 経営者は、一定の衛生管理は実施していたものの徹底できず、また、従業員全員が同じレベルで実施できていなかった。**発症後も出勤していた者がいた。**
- 機械設備的に十分な換気を行うことが困難であった。ドアを開放しての換気が必要であったが来店者の確認等管理面での困難さがあり、換気が十分でなかった。
- カラオケの利用等マスクの着用を来店者に強く求めることやマイクの定期的な消毒等感染対策が十分でなかった。

事業者・従業員には、

- 従業員も含め事業者においては、感染対策への知識と意識の向上を図る(マニュアル化)必要がある。**体調不良を認める場合は休む。**
- 事業者自らガイドラインにそった対策を遵守するとともに、**利用者にも理解と協力を得るよう**、一層の努力が必要である。
- 設備の改修等すぐには解決困難な課題もあるなか、来店者数や座席数の制限、ドアの開放による換気など、**直ちに実施できる対策を取る**ことが重要である。

店舗利用者には、

- 感染予防意識の向上が必要。カラオケの利用方法や店舗で名簿記載するなど、自らの感染予防も徹底し、有事の際の対応を考慮した上での利用が求められる。
- 「もしサポ滋賀」「COCOA」の利用、「感染予防対策宣言書」掲示がされているか確認する。
- 感染予防策がとられているか確認したうえで利用する店舗等を選定することが重要である。
- **自身の健康管理を行い有症状時には外出しない、無症状でも感染させる可能性があることを認識する。**

「感染拡大のおそれがある事例に関するお願い」を公表し、利用者に対して広く呼びかけたことで、相談等につながった。

2. 特別養護老人ホーム

感染対策の状況

- 県の警戒レベルに合わせ、**面会制限**をしていたため入所者は職員以外の外部の人との交流なし。
- 入所者の検温等健康管理は実施、記録されていたが、**全体の把握およびチェック機能が働いていなかった**。（入所者に体調不良者の増加を感じた職員はいたが対策につながらなかった。）
- マニュアル等に基づき職員の出勤時の検温は実施、記録されていたが、異常があった場合もチェック機能が働いていなかった。
- 認知症の入所者が多く、体調不良者の個室隔離は難しい。
- 職員の休憩場所が密であった。

介護事業者には、

- 入所者や職員の体調チェックは実施するものの、記録することが主眼となり、その内容を評価するシステムを確立する必要がある。**責任者が早い段階で日々の状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。**
- クラスタ発生施設の運営支援（職員不足への対応）として、平時から事業者間のネットワークを構築しておく必要がある。
- 職員が飲食する**休憩室等が密にならないような工夫**が必要である。

関連事業者には、

- 今後のサービス利用についての問い合わせが当該施設や保健所に集中したため、利用者や家族への対応について、関係事業所と市町・県等行政との連携等も含め、支援のあり方を検討する必要がある。
- クラスタ発生施設利用者への誤解・偏見
濃厚接触者以外の利用者であってもPCR検査陰性でないとサービス利用を提供しないという介護サービス事業所等があり、**正しい知識の普及啓発が必要**である。

3. 病院クラスター

感染対策の状況

- 8/4探知、（8/20現在）入院患者26名、職員13名、その他2名の陽性者を確認。**うち死亡者3名。**
- 回復期リハビリ病棟（2）、医療療養病棟（1）から成る病院で、**発熱患者は珍しくなく、多数の発熱患者が発生するまで新型コロナウイルス感染症が疑われなかった。**
- 医療従事者は標準予防策を取り、面会制限もされていたが、**入院患者の多くはマスク着用がなく、リハビリや食事等、集団行動も多かった。**
- 院内感染発生時の指揮命令系統は定められていたが、機能しなかった。
- 感染発生時はPPE等物資の在庫が十分でなく、**サージカルマスクやN95マスクが不足していた。**
- 保健所の指示により8/7対策本部を立ち上げ、DMAT・ICNの支援により感染管理の体制を整備できた。
- **保健所は朝夕の本部会議に参加し、課題を共有して求められた役割を遂行した。**
- 病院職員が待機していたホテルには保健所から消毒方法等を指導した。

病院関係者には、

- 発熱患者発生時には早期にスクリーニングを行い、**異常の有無を確認する。**
- 日頃から職員（委託業者含む）の体温・体調について健康管理を行い記録を残し、**異常の有無を確認する。**
- **休憩室・更衣室等における感染予防策についても職員に徹底する。**
- 院内感染発生を想定した管理体制の整備（**訓練・シミュレーション**）
- 集団行動をとる患者に対してマスクの着用、3密回避など十分な感染予防策をとり、**患者本人に感染症予防の啓発を行う必要がある。**

県・保健所として、

- 患者・利用者のマスク着用が困難で集団行動もある病院・施設（回復期リハ・精神）では、今後も同要因によるクラスターが起こる可能性がある。速やかに陽性者が特定できる検査体制（どこで誰が採取するか）、**陽性者が発生した場合のゾーニングをあらかじめ施設側と検討しておく必要がある。**
- 感染対策に精通した職員によるクラスター対応（支援）班の設置、病院への派遣。
- 専門職員による発生保健所への支援。

4. クラスターの発生状況から得た課題等

全体

- ・ 一人ひとりが健康管理に努め、体調不良の従業員は勤務させない。
- ・ 休憩室や更衣室における感染予防対策についても徹底する。
- ・ 機能維持のための応援体制を構築する。

飲食店等に求められる課題

- ・ 施設やイベントの運営において、感染防止のための業種別ガイドラインを遵守するとともに、利用者にも協力を求める必要がある。
- ・ 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入し、「感染予防対策宣言書」を掲示する。

介護施設・医療機関等に求められる課題

- ・ 入所者や職員の体調チェックを確実に実施し、責任者が早い段階でその状況を確認する。危機管理行動を起こす基準を設定し、どのように対応するかを明確にしておく。
- ・ 標準予防策の確実な実施と責任者による実施状況の確認を行う。
- ・ 施設内・院内感染を想定し、訓練を行っておく。

個人に求められる課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症について関心を持つとともに、手洗いやマスクの着用を徹底する。
- ・ 利用する店舗や施設の選定にあたっては、感染予防策がとられているか確認する。
- ・ 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ「COCOA」を利用する。

行政

- ・ 調査対象者や施設が複数の圏域にまたがる案件については、迅速かつ詳細な情報共有が必要である。調査票の内容だけでは対応できないことが多い。
- ・ 「感染拡大のおそれがある事例に関するお願い」(施設名の公表)を公表し、利用客に対して広く呼びかけたことで、相談等につながり効果があったが、施設が加害者扱いされないよう、施設名を公表する目的等について広く理解いただくよう努める必要がある。
- ・ クラスタが起きた施設に保健所職員が常駐し、円滑な情報共有や感染管理を行うことが望まれるが、保健所の人員体制として困難である。

適切に対応できた点

- 介護施設・医療機関とも、自ら積極的に抗原検査を実施し、感染者の早期発見に努めた。
- 滋賀県感染制御ネットワークのICNやDMATと協働し、ゾーニング等の感染管理業務が円滑に行えた。

支援充実強化期間の取組について

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

令和2年8月20日現在

滋賀県民のみなさま

給付金等

子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり1万円	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。(原則申し込み不要)	各市町
ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等1世帯に5万円、第2子以降1人につき3万円を支給します。		各市町
業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の80%補償	業務や通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合に、労災保険給付の対象となる場合があります。	各労働基準監督署 (大津・彦根・東近江)
感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当の支給		国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方で、新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。	各市町
休業手当を受けることができない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の8割(日額上限11,000円)	主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業実績に応じて支給します。 ①令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
大学等の学費などの支援	授業料等の減免・給付型奨学金の支給		住民税非課税世帯および準する世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。	各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
文化芸術活動への支援	未来へつなぐしが文化活動応援事業	20万円以内	感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対して補助金を交付します。	未来へつなぐしが文化活動応援事業事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団内) ☎077-523-7146
	文化芸術活動の継続支援事業	150万円以内	感染症対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要経費を支援します。	令和2年度「文化芸術活動の継続支援事業」事務局 ☎0120-620-147

貸付

休業・失業等で生活資金に不安生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。(受付期間は令和2年9月30日までです。)	各市町社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
	総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内		
大学等の学費などの貸付	貸与型奨学金の貸付		新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し学費等の支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。	各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	

住居

収入減で家賃が払えない住むところがなくなった	住居確保給付金の支給		離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、給付金を支給します。	市にお住まいの方 各市町にお住まいの方 県健康福祉事務所
住むところがなくなった	県営住宅での一時的な受け入れ		新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅を6カ月間(最長1年間)提供します。	県庁 土木交通部住宅課 公営住宅管理係 ☎077-528-4234

猶予等

納税が今は厳しい	県税の納税の猶予		収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。	各県税事務所
国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料(税)が払えない	国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予		新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予が認められる場合があります。	各市町
介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予		世帯の主たる生計維持者の収入減少など一定の要件に該当する方は、介護保険料の減免や納付の猶予が適用する場合があります。	各市町
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除や納付の猶予		失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町または各年金事務所
大阪ガス(株)のガス料金または電気料金が払えない	大阪ガス(株)の特別措置支払期限日の延長		詳細については、大阪ガス(株)にお問い合わせください。	☎0120-078-071
関西電力(株)の電気料金またはガス料金が払えない	関西電力(株)の特別措置支払期日の延長		詳細については、関西電力(株)にお問い合わせください。	電気料金について ☎0800-777-8810 ガス料金について ☎0800-777-7109
水道料金が払えない	水道料金の支払猶予		詳細については各市町等水道事業者にお問い合わせください。	各市町等水道事業者

県内事業者のみなさま

協力金・給付金・助成金

売上が前年比半減	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限200万円 個人事業主：上限100万円 受付期間 5月1日～2021年1月15日	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上減少要件を満たす事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限600万円 個人事業主：上限300万円 受付期間 7月14日～2021年1月15日	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
販路開拓に取り組みたい	持続化補助金 (コロナ特別対応型)	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援します。補助率に応じて原則最大100万円までを補助、事業再開枠として最大50万円を定額補助	各商工会・商工会議所
感染症対策を進めたい	新しい生活・産業様式確立支援事業	県内中小企業等・個人事業主の新しい生活・産業様式の確立に向けた取組(マスク、消毒液、空気清浄機の購入等)を支援するため、助成金を支給します。 受付期間 8月20日～11月20日 上限10万円、下限5万円	滋賀県新しい生活様式支援コールセンター ☎0570-005-516
	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業等	感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するほか、介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス施設・事業所などが感染対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します。	滋賀県新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター ☎0570-085441
	地域公共交通新型コロナウイルス対策運航補助金	公共交通事業者(鉄道、バス、タクシー、船舶)が感染拡大防止対策を実施しながら、運行を維持する場合、その経費に対して補助金を交付します。	滋賀県土木交通部交通戦略課交通企画係 ☎077-528-3680
テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援します。 1企業当たり 上限 300万円	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
	IT導入補助金	テレワーク環境の整備等に資するITツールを導入する場合に支援を受けられます。 1企業当たり 30～450万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424

協力金・給付金・助成金

雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	以下の滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターまたは滋賀労働局雇用調整助成金センターにお問合せください。
	滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンター	上記の雇用調整助成金について、電話または事業所への訪問により、労務管理の専門家である社会保険労務士が書類の書き方や必要書類等、申請に係る相談対応やアドバイスを行います。	滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンター ☎077-526-8687
	滋賀労働局雇用調整助成金センター	上記の雇用調整助成金について、相談と支給申請の受付を行います。 ※臨時相談窓口(令和2年9月30日まで)	滋賀労働局雇用調整助成金センター ☎077-526-5456
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給します。 ①令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方 ※労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	令和2年2月27日から9月30日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 令和2年2月27日から3月31日までの休暇分 1日あたり上限 8,330円 令和2年4月 1日から9月30日までの休暇分 1日あたり上限15,000円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
子の世話で自分が休業	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	令和2年2月27日から9月30日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった一定の条件を満たす個人事業主またはフリーランスの保護者へ支援金を支給します。 令和2年2月27日から3月31日までの就業ができなかった日 1日あたり上限4,100円 令和2年4月 1日から9月30日までの就業ができなかった日 1日あたり上限7,500円	
肉用牛生産農家	肉用牛肥育経営安定交付金および上乗せ支援	国の肉用牛肥育経営安定交付金制度において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割が補てんされます。(交付金) 補てんされない1割の4分の1について、県が支援します。(上乗せ支援)	滋賀県畜産振興協会 ☎0748-33-4345

融資・貸付・支援

資金繰りのための融資を受けたい	滋賀県中小企業振興資金	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症対応資金」があります。	各商工会・商工会議所
	日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫 HP 参照)
資金繰りにお困りの農林水産業者	商工中金の危機対応融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店 (商工中金 HP 参照)
	農業者等への資金繰り支援	農林漁業セーフティネット資金等の農業制度資金に係る貸付利率の5年間実質無利子化、保証料の5年間免除、実質無担保化等の措置があります。	各JA(農業協同組合) ㈱日本政策金融公庫等
経営の維持安定が困難になった農林水産業者	農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対して融資します。 ◆貸付上限額 一般:1,200万円以内、特認:年間経営費等の12/12以内 ◆据置期間 3年以内 ◆償還期限 15年以内 ◆貸付利率 農業者・漁業者 融資当初5年間実質無利子 林業者 融資当初10年間実質無利子	㈱日本政策金融公庫大津支店 <農林水産事業> ☎077-525-7195
水産課所管の制度融資を既に借入している水産業者のうち、新型コロナにより経営に影響が発生している方	水産金融対策費(滋賀県水産振興資金利率補給等補助金)	新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている滋賀県水産振興資金既借入者の償還条件を緩和し、発生する利息および保証料を補助します。	滋賀県農政水産部水産課 水産振興係 ☎077-528-3873
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた介護保険サービス事業者	(独)福祉医療機構の融資	【無利子・無担保融資】 無担保、かつ、当初5年間、無利子の「新型コロナウイルス対応支援資金」があります。	独立行政法人福祉医療機構 ☎03-3438-0403 フリーダイヤル 0120-343-862

猶予等

納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。	各県税事務所
税の申告が出来ない	県税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症のり患等の理由がある場合は、回復されたのち最大2か月間、申請により県税の申告期限を延長することができます。	各県税事務所
社会保険料等が払えない	厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。	各年金事務所
大阪ガス(株)のガス料金または電気料金が払えない	大阪ガス(株)の特別措置 支払期限日の延長	詳細については、大阪ガス(株)にお問い合わせください。	☎0120-078-071
関西電力(株)の電気料金またはガス料金が払えない	関西電力(株)の特別措置 支払期日の延長	詳細については、関西電力(株)にお問い合わせください。	電気料金について ☎0800-777-8810 ガス料金について ☎0800-777-7109
NHKの放送受信料負担を軽減したい	「持続化給付金」受給対象者を対象とした放送受信料の免除	「持続化給付金」の給付決定を受けた事業者が、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して契約している放送受信契約について、2か月間の受信料免除を受けることができます。 詳細については、日本放送協会(NHK)にお問い合わせください。	大津放送局(営業) ☎077-521-3083 平日 午前10時~午後5時

相談

経営や資金繰り等の支援全般の悩み	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています	各商工会・商工会議所 金融庁相談ダイヤル ☎0120-1568118
------------------	------	------------------------------------	--

相談窓口一覧

令和2年8月20日現在

※年末年始の閉庁日等は電話が繋がらない場合があります。

受診に関すること (帰国者・接触者相談センター)	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3621	毎日 24時間
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-526-5411	毎日(日中) 8:40~20:00
		080-2409-1856	毎日(夜間)20:00~翌8:40
その他新型コロナウイルス感染症に関すること (一般電話相談窓口)	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3637	毎日 8:30~17:15
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-522-7228	平日 8:40~17:25
各種支援策に関すること	新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口	077-525-5670	平日 9:00~17:00
感染拡大防止に関すること (もしサポ滋賀、イベント開催等)	滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター	077-528-1344	平日 9:00~17:00
ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	平日 8:30~17:15
	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	平日、第1・3土曜日 9:00~17:00
障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	平日 8:30~17:15
障害者の皆さんの困りごとに関すること	県庁 障害福祉課	☎電話 077-521-1175 📠ファックス 077-528-4853 ✉メール ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00~17:00
こころの悩みに関すること	精神保健福祉センター	077-567-5010	平日 9:00~16:00
子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	毎日 24時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津・高島)	(局番なし)189	毎日 24時間
DVIに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	077-564-7867	毎日 8:30~22:00
	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	0748-37-8739	火・水・金～日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30 (月、祝日の翌日等を除く)
妊婦向け相談窓口	子育て・女性健康支援センター	077-553-3931	平日 10:00~16:00
消費生活相談に関すること	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	(局番なし)188 または 県消費生活センター 0749-23-0999	県消費生活センター 月～土 9:15~16:00 (祝日を除く)
人権全般に関すること	(公財)滋賀県人権センター 人権相談室	077-527-3885	月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)
	大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) ※最寄りの法務局または支局につながります。	平日 8:30~17:15

事業者向け相談窓口	県庁 中小企業支援課	077-528-3730	平日 8:30~17:15
	経済産業省 中小企業金融相談窓口	0570-783183	平日・土日祝日 9:00~19:00
	滋賀県よろず支援拠点	077-511-1425	平日 9:00~17:45 土日祝日 9:00~12:00
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室総合労働相談コーナー	077-522-6648	平日 8:30~17:15
	滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日 10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日 8:30~17:15
	滋賀県造林公社(林業労働力確保支援センター) ※林業に関すること	077-522-0307	平日 8:30~17:15
大学生・若者・就職氷河期世代、シニア、子育て期の女性など、それぞれの立場に応じた就労相談	しがジョブパーク	077-563-0301	月~土 9:00~17:00 (祝日を除く)
	シニアジョブステーション滋賀	077-521-5421	平日 8:30~17:00 (祝日を除く)
	滋賀マザーズジョブステーション	(近江八幡) 0748-36-1831 (草津駅前) 077-598-1480	(近江八幡) 火~日 9:00~17:00 [月、祝日の翌日等を除く] (草津駅前) 平日 9:00~17:00 [土、日、祝日を除く]
がいにこご 外国語での相談	がいにこじんそうだん しが外国人相談センター	でんわ ☎電話 077-523-5646 ふぁくす ☎ファックス 077-510-0601 めいる ✉メール mimitaro@s-i-a.or.jp	げつ~きんようび 10:00~17:00 月~金曜日 10:00~17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語を含む12言語で対応
県税に関すること (最寄りの県税事務所へお問い合わせください。)	西部県税事務所 西部県税事務所高島納税課 南部県税事務所 中部県税事務所 中部県税事務所甲賀納税課 東北部県税事務所 東北部県税事務所湖東納税課 自動車税事務所	077-522-9802 0740-25-8012 077-567-5406 0748-22-7707 0748-63-6106 0749-65-6606 0749-27-2206 077-585-7288	平日 8:30~17:15
文化芸術活動に関すること	未来へつなぐ しが文化活動応援事業 事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団 内)	077-523-7146	9:00~12:00 13:00~17:00 (毎週火曜日を除く)

新型コロナウイルス感染症対策 主な取組（6月補正予算抜粋）

資料3-2

（1）感染拡大防止策と医療提供体制の充実・強化 26,756,804千円

- ◆医療機関等、介護施設、障害者施設、救護施設に勤務する職員への慰労金 6,589,300千円
 - ・感染リスクと厳しい環境下で、強い使命感をもって勤務する医療関係者等へ慰労金を支給
- ◆医療機関等、介護施設、障害者施設、保育施設等への感染拡大防止策に係る支援 7,932,436千円
 - ・感染症対策を徹底した医療・サービスを提供するための備品購入、衛生材料の備蓄等を支援
- ◆感染症医療体制の充実・強化 11,482,710千円
 - ・感染症患者の受入に備えるための病床の確保
 - ・重点医療機関等において高度かつ適切な医療を提供するために必要な機器整備を支援
- ◆PCR検査体制の強化 243,935千円
 - ・衛生科学センターのPCR検査設備の強化
 - ・医療機関等へのPCR検査設備の導入に係る支援
- ◆抗原検査の実施 136,020千円
 - ・新たな流行の波に備えるため、検査結果の早急な判定が可能な抗原検査の実施体制を整備
- ◆疫学調査の実施 9,771千円
 - ・医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の抗体保有状況等を調査
- ◆災害発生時の避難所の感染症対策資機材の備蓄 49,183千円
 - ・段ボールベッド、自立型テント、パーティションなど感染症対策資機材を備蓄
- ◆LINEによる接触者への情報提供 1,000千円
 - ・LINEを活用した感染拡大防止対策に向けた取組を促す仕組みの構築
- ◆文化施設における感染症対策の強化 22,427千円
 - ・集中的な来館者が見込まれる文化施設へのサーモグラフィカメラ等の整備を実施

（2）経済対策 17,268,471千円

- ◆県内中小企業者等の資金繰り支援の拡充 12,528,846千円
 - ・制度融資枠の拡大、保証料軽減補助・利子補給の追加
- ◆新たな生活・産業様式の確立に向けた取組への支援 3,100,000千円
 - ・業種別ガイドライン等に基づく、消毒、飛沫防止対策などの感染防止対策を支援
- ◆新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金の増額 234,897千円
 - ・人材確保・育成、働き方改革、新たな販路開拓など前向きな取組を支援
- ◆サプライチェーンの再構築、海外展開の円滑化支援 107,800千円
 - ・海外に発注していた部品の自社製造への切り替え等に係る設備導入等を支援
- ◆マイナポイント上乗せによる消費喚起 100,000千円
 - ・県内消費の拡大のため、マイナポイントを活用したキャッシュレス決済を推進
- ◆県内観光施設への周遊促進 345,000千円
 - ・県内観光バス等の交通手段を組み込んだ団体宿泊プランの造成を支援
- ◆近江牛市場流通活性化緊急支援事業 60,000千円
 - ・食肉市場活性化のため近江牛購買者への緊急的な支援を実施
- ◆学校給食への県産食材を提供 176,562千円
 - ・近江牛・近江じゃも・湖魚等を学校給食に提供
- ◆交通事業者が行う感染症対策や運行維持経費への支援 205,500千円
 - ・感染拡大防止対策や運行維持経費に対し支援を実施
- ◆文化活動再開に向けた支援 110,366千円
 - ・感染拡大防止対策を実施しながら再開する文化活動に対する支援
- ◆行政書士によるワンストップ相談窓口の設置 20,860千円
 - ・ワンストップ電話相談窓口を設置するほか必要に応じて訪問支援を実施

（3）雇用 220,518千円

- ◆雇用を「守る」「つなぐ」「創る」取組の推進 220,518千円
 - ・県独自の「雇用創出事業」の実施 31事業 約200名の雇用創出(うち会計年度任用職員47人)
- [主な事業] 林業労働力対策事業 5,000千円
 - 介護サービス体制強化支援事業 18,900千円
 - 経営相談等支援事業 30,201千円
 - 犯罪等抑止対策支援活動事業 26,344千円
 - 県立高校就職支援事業 30,929千円

（4）生活支援 4,659,716千円

- ◆生活福祉資金貸付金の貸付原資の増額 4,367,000千円
 - ・収入減少した世帯を対象とする緊急小口資金等の貸付に要する原資を補助
- ◆生活福祉資金貸付金の貸付原資の増額 4,367,000千円
 - ・収入減少した世帯を対象とする緊急小口資金等の貸付に要する原資を補助
- ◆実情の把握と、子ども目線での新しい生活様式の策定（(3)雇用の再掲） 8,990千円
 - ・感染症拡大の影響を受けた子どもたちの実情を把握し、子ども目線での新しい生活様式を策定
- ◆児童扶養手当受給者等に対する特別給付金の支給 79,500千円
 - ・生活困窮するひとり親家庭の生活を切れ目なく支援するため給付金を支給
- ◆授業料免除等への助成（私学）、就学のための給付金の追加支援等 57,925千円
 - ・私立小中学校、専修学校等の対象拡充、オンライン学習に係る通信費などを支援
- ◆生活が困窮しているひとり親家庭等の子どもに商品券を配布 10,000千円
 - ・県社会福祉協議会が実施する「子ども応援事業」に対する補助
- ◆妊産婦への支援 134,430千円
 - ・感染妊産婦への寄り添い支援、妊婦のPCR検査費用に対する助成うち1,762千円(3)雇用)
- ◆自殺予防対策の強化 5,954千円
 - ・自殺予防相談電話の拡充、感染症対策を徹底した相談環境の整備等
- ◆外国人への情報提供体制の強化 6,670千円
 - ・各種届出や給付金の申請サポートなどに係る経費を補助

（5）学びの機会の確保等 1,312,178千円

- ◆学校教育活動再開への支援 1,163,909千円
 - ・人員体制強化(教員加配、非常勤講師任用、補習等指導員、学習アシスタント、スクールサポートスタッフの配置)
- ◆オンライン授業の実施が可能な通信環境の整備 109,925千円
 - ・インターネット回線の高速化
- ◆看護師等養成施設等の遠隔授業等への支援 19,772千円
 - ・遠隔授業促進のために必要な環境整備等への支援
- ◆部活動応援事業 18,572千円
 - ・生徒の部活動の集大成の機会となる取組への支援

新型コロナウイルス感染症に関すること (受診相談以外の一般電話相談窓口)	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	☎077-528-3637	毎日 8:30~17:15
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	☎077-522-7228	平日 8:40~17:25
感染拡大防止に関すること (もしサボ滋賀、イベント開催等)	滋賀県新型コロナウイルス対策相談コールセンター 県庁 危機管理センター内	☎077-528-1344	平日 9:00~17:00
ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	☎077-528-3554	平日 8:30~17:15
	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	☎077-526-8801	平日、第1・3土曜日 9:00~17:00
障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	☎077-528-3541	平日 8:30~17:15
障害者の皆さんの困りごとに関すること	県庁 障害福祉課	☎077-521-1175 ☎077-528-4853 ✉ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00~17:00
こころの悩みに関すること	精神保健福祉センター	☎077-567-5010	平日 9:00~16:00
子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	☎077-562-8996	毎日 24時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津、高島)	☎(局番なし)189	毎日 24時間
DVに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	☎077-564-7867	毎日 8:30~22:00
	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	☎0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	☎0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30 (祝日の翌日を除く)
妊婦向け相談窓口	子育て・女性健康支援センター	☎077-553-3931	平日 10:00~16:00
消費生活相談に関すること	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	☎(局番なし)188 または 県消費生活センター ☎0749-23-0999	県消費生活センター 月~土 9:15~16:00(祝日を除く)
人権全般に関すること	(公財)滋賀県人権センター人権相談室	☎077-527-3885	月・火・水・金 10:00~12:00、13:00~16:00 (祝日を除く)
	大津地方法務局人権擁護課	☎0570-003-110(全国共通) ※最寄りの法務局または支局によります。	平日 8:30~17:15
事業者向け相談窓口	県庁 中小企業支援課	☎077-528-3730	平日 8:30~17:15
	経済産業省 中小企業金融相談窓口	☎0570-783-183	平日・土日祝日 9:00~19:00
	滋賀県よろず支援拠点	☎077-511-1425	平日 9:00~17:45 土日祝日 9:00~12:00
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	☎077-522-6648	平日 8:30~17:15
	滋賀県労働相談所	☎0120-967-164 ☎077-511-1402	平日 10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	☎080-1514-0051	平日 8:30~17:15
外国語での相談	しが外国人相談センター	☎077-523-5646 ☎077-510-0601 ✉mimitaro@s-i-a.or.jp	げつ~さんようび 10:00~17:00 月~金曜日 10:00~17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、 タガログ語、ベトナム語を含む 12言語で対応
県税に関すること (最寄りの県税事務所へ お問い合わせください。)	西部県税事務所 西部県税事務所高島納税課 南部県税事務所 中部県税事務所 中部県税事務所甲賀納税課 東北部県税事務所 東北部県税事務所湖東納税課 自動車税事務所	☎077-522-9802 ☎0740-25-8012 ☎077-567-5406 ☎0748-22-7707 ☎0748-63-6106 ☎0749-65-6606 ☎0749-27-2206 ☎077-585-7288	平日 8:30~17:15
文化芸術活動に関すること	未来へつなぐしが文化活動応援事業事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団内)	☎077-523-7146	9:00~12:00、13:00~17:00 (毎週火曜日を除く)

※年末年始の閉庁日等は電話が繋がらない場合があります。



新型コロナウイルス感染症の
影響を受けている滋賀県のみなさまへ

支援充実
強化期間

7月~12月



支援制度や 相談窓口の ご案内

新たな支援策
も追加！！

家賃支援給付金や感染症予防のための機器購入など多くの支援

新型コロナウイルスの影響で、日々の生活や事業の継続などに不安を抱えている皆さま、県や国・市町などでは、さまざまな支援制度や相談窓口を設けています。ぜひご活用ください。



詳細は裏面をご覧ください》

各種支援策のワンストップ相談窓口



(コロナゼロ)

077-525-5670

県民や事業者のみなさまのご相談に行政書士が対応
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。(相談無料)
開設時間 :9時から17時まで(土日・祝日を除く)
お電話での相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援も
実施しており、行政書士が自宅や事業所を訪問し、支援
策の申請手続きや必要書類についてアドバイスします。

登録!

フォロー!

いいね!

県公式ライン 県公式ツイッター 県公式フェイスブック 県公式ホームページ COVID-19 対策サイト



最新の県内の感染症情報が届きます。ぜひご登録等をお願いします。

受診相談 (帰国者・接触者相談センター)



(県相談窓口 / 大津市以外の方)

077-528-3621

(大津市の方 / 8:40 - 20:00) (大津市の方 / 20:00 - 翌 8:40)
077-526-5411 080-2409-1856

新型コロナ感染症について、気になる症状が
ある方はご相談ください。詳細はホームページ
をご確認ください。(毎日・24時間)



経済的に困りの方

経営者・個人事業者の方

感染や感染の疑い

休業手当を受けられない

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
休業前賃金の8割(日額上限11,000円)
【厚生労働省コールセンター ☎0120-221-276】

収入が減った

●緊急小口資金 20万円以内
●総合支援資金(生活支援費)
単身世帯…月15万円以内
複数世帯…月20万円以内
【各市町社会福祉協議会】
【厚生労働省コールセンター ☎0120-46-1999】

住居の家賃が払えない
住むところが無くなった

●住居確保給付金
【市在住:各市】
【町在住:県健康福祉事務所】

●県営住宅での一時的な受け入れ
【県庁住宅課 ☎077-528-4234】

経営が苦しい

感染症対策を進めたい

●新しい生活・産業様式確立支援事業(助成金)
上限10万円、下限5万円
(受付期間 11月20日まで)
【滋賀県新しい生活様式支援コールセンター ☎0570-005-516】

テレワークを導入したい

●『もしサポ滋賀』の導入
●『感染予防対策実施宣言書』の掲示
【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター ☎077-528-1344】

事業所の家賃が払えない

●家賃支援給付金
法人…上限600万円
個人事業主…上限300万円
(受付期間 2021年1月15日まで)
【家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930】

売上げが半減した

●持続化給付金
中小企業等…最大200万円
個人事業主等…最大100万円
【持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570】

販路開拓に取り組みたい

●持続化補助金(コロナ特別対応型)
小規模事業者が感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等支援
補助率に応じて原則最大100万円までを補助、事業再開枠として最大50万円を定額補助
【各商工会・商工会議所】

融資を受けたい

雇用を継続したい

子の世話で従業員が休業した

子の世話で自分が休業した

①雇用調整助成金
②小学校休業等対応助成金
③小学校休業等対応支援金
【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999】

●IT導入補助金【(一社)サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424】
●働き方改革推進支援助成金【テレワーク相談センター ☎0120-91-6479】

●実質無利子・無担保融資
・滋賀県中小企業振興資金【各商工会・商工会議所】
・日本政策金融公庫の融資【(株)日本政策金融公庫各支店】
・商工中金の危機対応融資【商工中金各支店】

●介護保険サービス事業者への融資【(独)福祉医療機構 ☎0120-343-862】

●農業者等への資金繰り支援【各JA(農業協同組合)・(株)日本政策金融公庫各支店等】
●農林漁業セーフティネット資金【(株)日本政策金融公庫大津支店 ☎077-525-7195】
●滋賀県水産振興資金利子補給等補助金【県庁水産課 ☎077-528-3873】

県税の納税や申告ができない

●県税の納税の猶予や申告期限の延長
【各県税事務所】

各保険料等の支払いができない

●国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等
・国民健康保険料(税)【各市町】
・後期高齢者医療制度の保険料【各市町】
・介護保険料【各市町】
・国民年金保険料【各市町または年金事務所】

公共料金等が払えない

●公共料金等の支払の猶予等
【大阪ガス(株) ☎0120-078-071】
【関西電力(株)(電気) ☎0800-777-8810 (ガス) ☎0800-777-7109】
【NHK大津放送局 ☎077-521-3083】
【その他各ご契約会社のコールセンターや各市町の担当窓口等にお問い合わせください】

●文化芸術活動への支援はコチラ

学生の方

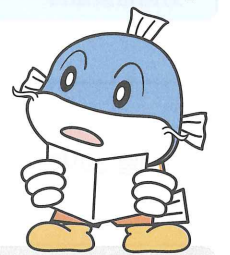
大学等の学費等の支援がほしい

●授業料等の減免・給付型奨学金の支給
●貸与型奨学金の貸付
【各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口】
【(独)日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301】

子育て中の方

①児童手当をもらっている
②ひとり親世帯である

①子育て世帯への臨時特別給付金(原則:申請不要)【各市町】
②ひとり親世帯臨時特別給付金【各市町】



※詳細については、各窓口にお問い合わせください。令和2年8月28日現在

コロナの 悩み ゼロにしたい



そんなときは

お電話ください！

コロナゼロ
☎ 077-525-5670

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者のみなさまのご相談に行政書士が対応します。

お困りごとがあれば、何でもご相談ください。



例えば、このようなお困りごとに対応します。

事業の継続が
厳しい

収入減で
生活が苦しい

家賃の支払が
苦しい

休業中の賃金が
支払われない

電話相談

訪問支援

- 行政書士がご相談をお聞きしながら国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。
- 相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整も行います。
- 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類・問い合わせ先をアドバイスします。

※ 本事業は支援施策等の案内やアドバイスを行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

相談無料

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
各種支援策のワンストップ相談窓口

滋賀県行政書士会

利用時間 : 9時～17時 (土日・祝日を除く)

設置期間 : 2020年12月28日 まで

滋賀県

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

号外
2020

労働や雇用に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大が労働や雇用に大きな影響を与えており、労働に関する疑問、トラブルや就職に関する事など、困りごとを抱えている方も多いのではないのでしょうか。

滋賀県には、公的機関や労働組合などの団体が運営するさまざまな相談窓口があります。

今回の滋賀労働（号外）では、労働や雇用に関する代表的な相談窓口を特集しておりますので、ぜひご活用下さい。

労働や雇用に関するお問合せ・ご意見はこちらまで

県庁労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL : 077-528-3751 / 080-1514-0051 (平日8:30~17:15)

FAX : 077-528-4873

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail : fe00@pref.shiga.lg.jp

労働に関する疑問・トラブル

滋賀県労働相談所のご案内

滋賀県が設置する滋賀県労働相談所では、労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用下さい。

「感染症で仕事が減ったので、今日限りで解雇」と言われた。
新型コロナウイルス感染症に感染した。この間の収入はどうなる？
会社から休業を指示されたのに休業手当を受けられない。

一方的に勤務時間を削減された。
店舗をしばらく休業したいと考えている。
従業員に対してどのような手続きをすればよいか？
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい？

面談（事前にご予約が必要です。）・電話のいずれの相談もご利用になれます。

◇開設時間

月曜～金曜（平日）10時～17時（12:30～13:30 除く）

◇労働相談ダイヤル

0120-967164（フリーダイヤル）

※フリーダイヤルは滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用いただけます。
携帯電話からは労働相談所の一般電話（077-511-1402、通話料有料）をご利用ください。



滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

総合労働相談

労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談に応じています。
公式ホームページを御確認ください。

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/000637401.pdf>

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口】

- ①滋賀労働局 TEL: 077-522-6648
- ②東近江労働基準監督署 TEL: 0748-41-3363
- ③彦根公共職業安定所 TEL: 0749-22-2500

【新卒者内定取消等特別相談窓口】

滋賀新卒応援ハローワーク TEL: 077-563-0301



◀ 相談先一覧表【PDF】

労使関係のトラブルや悩み事

労働委員会による月例労働相談

滋賀県労働委員会の委員は、労使のトラブル解決のプロフェッショナル。
毎月の労働相談会では、専門知識と豊富な経験で、あなたの悩み事に的確にアドバイスします。
県内企業にお勤めの方、経営者の方ならどなたでも相談いただけます。

秘密厳守・相談無料

○相談会日程・会場

毎月第4金曜日、14:45～17:15（うち50分程度）

滋賀県庁東館5階 労働委員会室

電話での事前予約が必要です。（開催日の4日前の午前中まで受付）

※10月には、土日や夜間も含めた相談会を県内各地で開催します。併せて御利用ください。



【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局 TEL: 077-528-4473

雇用調整助成金の申請手続

滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターのご案内

雇用調整助成金の手続きを社会保険労務士が支援します

訪問支援・電話相談

どの書類を見たら
いいかわからない

申請から受給までどのように
手続きしたらよいか知りたい

申請書の書き方
を知りたい

事業所の色々な書類を確認し
ながらアドバイスがほしい

事業所を訪問
し、書類の書き
方や必要書類に
ついてアドバイ
スします！

まずはお電話ください

077-526-8687

利用時間
9:00から17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

滋賀県委託事業・
滋賀県社会保険労務士会運営

滋賀労働局雇用調整助成金臨時相談窓口

雇用調整助成金センター 滋賀県共済協同組合（SKホール）2階

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-9

TEL: 077-526-5456 平日 9～17時（休日：土日・祝日）

－ 若者や就職氷河期世代の就職を応援します －

しがジョブパーク



学生をはじめ若者から就職氷河期世代までの就職や職場定着を支援。
就職活動の進め方や自己分析、面接対策、職業紹介など、様々な就職相談をお受けします。
ぜひ、お気軽にご相談ください。

～ふりかえり、ふみだす～

若者

相談・利用無料

- キャリアカウンセリング
 - ・就職活動の進め方、自己分析、面接対策など就職相談全般
- 職業相談・職業紹介（新卒応援ハローワーク）
 - ・ハローワーク求人情報の提供や職業相談、職業紹介など
- 就職氷河期世代支援
 - ・35歳～54歳を対象としたカウンセリング相談や就職支援など
- サポステ相談・支援プログラム
 - ・働くことに不安を抱えている方を対象とした“就職準備”支援など
- 人材確保相談（企業向け）
 - ・人材確保・人材活用のプランニング支援など

- 利用時間
 - 9時～17時（月曜日～土曜日）
 - ※祝日、年末年始は除く
 - ※土曜日は、キャリアカウンセリングコーナーのみ
- 場所
 - 草津市西沢川1-1-14 行岡第一ビル4F（JR草津駅西口から徒歩2分）
- 対象者
 - 学生・若年者・就職氷河期世代の求職者（概ね55歳未満の方）

【連絡先・問合せ先】 しがジョブパーク
電話 077-563-0301 / ホームページ

しがジョブパーク 検索

滋賀マザーズジョブステーション

無料託児あり

各種セミナーあり

結婚や出産などで仕事をやめたものの、子育てをしながら仕事に就きたいと望まれている女性などが、就職活動をスムーズにはじめてもらえるよう支援する無料の相談窓口です。

- 滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡
 - 所在地：近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内
 - TEL：0748-36-1831
 - 休所日：月曜日、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始、施設点検日
- 滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前
 - 所在地：草津市大路1-1-1 エルティ932・ガーデンシティ草津3階
 - TEL：077-598-1480
 - 休所日：土日・祝日、年末年始
- 滋賀マザーズジョブステーション・長浜出張相談（週1回・毎週月曜）
- スマートフォン・パソコンによるオンライン相談も実施しています！

就労に関するカウンセリング、ハローワークコーナー、母子家庭等就業自立支援センターなど、ワンストップで相談を実施しています。



滋賀マザーズジョブステーションHP
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/300555.html>

女性

シニアジョブステーション滋賀のご案内

中高年齢者の多様な働き方を応援！

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う窓口を滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営し、また企業等を対象に、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイスも行っています。
ぜひ、お気軽にご利用ください！！

利用無料

- 利用時間
 - 8時30分～17時（受付：16時まで）
 - ※土日・祝日、年末年始は休業
- 設置場所
 - 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階（JR大津駅北口から徒歩2分）
- 対象者
 - 概ね45歳以上の就労を希望する方
 - 中高年人材の採用・定着を希望する企業等

- 相談 1回50分程度 予約優先・無料
- ◇ハローワークコーナー（職業紹介）
 - ・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談など
- ◇シニア相談コーナー
 - ・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など
- ◇企業相談コーナー
 - ・人材確保・人材活用のプランニング支援など
- 出張相談（予約制）
 - 彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月実施。

【連絡先・問合せ先】 シニアジョブステーション滋賀
電話 077-521-5421 / FAX 077-521-5455
メール s-job@bird.ocn.ne.jp / ホームページ

シニアジョブステーション滋賀 検索

中高年

公共職業訓練（ハロートレーニング）のご案内



公共職業訓練とは・・・

求職者の方を対象とした公的な職業訓練で、公共職業能力開発施設で行う訓練と民間教育訓練機関に委託して行う訓練があります。求職者の方が早期に就職できるよう、就職に必要な技能および知識が習得できます。

※「ハロートレーニング」とは公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。

公共職業訓練に関するお問合せ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 能力開発・人材育成係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話：077-528-3755 FAX：077-528-4873 メール：fe00@pref.shiga.lg.jp

公共職業訓練の県ホームページ▶



職業訓練

労働組合（連合滋賀・滋賀県労連）

連合滋賀なんでも労働相談ダイヤル

☎ 0120-154-052

新型コロナウイルスに関する
労働相談も受けつけております。
どんな小さなことでも、
一人で悩まずお電話ください！



ホームページQR

相談無料 対応時間：平日10:00～16:30
(土・日・祝・大型連休除く)

【お問合せ先】日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)
住所：大津市松本2丁目10-6 TEL：077-523-0500
FAX：077-523-5600 E-mail：info@shiga.jtuc-rengo.jp
URL：https://rengo-shiga.jp

新型コロナウイルスの影響など

働くことで
困ったら。
労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守！
相談無料！

WEBからは 滋賀県労連 で検索！

滋賀県労働組合総連合会/
NPO滋賀労働相談センター

【お問合せ先】 滋賀県労連
TEL：077-521-2536／0120-378-060
E-mail：shigaken-roren@aqua.plala.or.jp

くらしに寄り添う相談

くらしなんでも相談

☎ 0120-783-455

くらしの中の悩みごと・・・
どこに問い合わせたらよいのだろうとお困りの方へ
くらしサポートセンターしがでは皆様のお困りごを
うかがい、適切な相談機関をご案内します。

困ったな、と思ったらお近くのサポートセンターまで

くらしサポートセンターしが大津
くらしサポートセンターしが彦根
くらしサポートセンターしが草津
くらしサポートセンターしが近江八幡

【お問合せ先】(一社) 滋賀県労働者福祉協議会
くらしサポートセンターしが
〒520-0806
大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階

社会保険労務士による相談



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。
具体例：解雇、雇止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③ 早期解決 ④ 現在、無料にて実施

総合労働相談所

年金相談センター

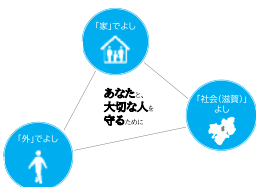
開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760



滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
http://www.sr-shiga.com/



滋賀らしい生活三方よし

詳しくは、滋賀県ホームページ
「新型コロナウイルス関連情報-滋賀県における新型コロナ
ウイルス感染拡大防止対策について」をご覧ください。
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL：077-528-3751 FAX:077-528-4873
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/
E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp

「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設等について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者およびその家族、クラスター発生施設への嫌がらせや誹謗中傷、人権侵害が発生しています。感染者等への差別は絶対に許されないものであることから、9月1日に新型コロナウイルス感染症人権侵害専門相談窓口「新型コロナ人権相談ほっとライン」を公益財団法人滋賀県人権センターと協力して開設します。また、人権侵害対応チームを発足し、人権侵害への対応にあたりるとともに、人権侵害事例をもとに各種啓発を行います。

実施内容は以下のとおりです。

1. 「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設

対象：新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

相談方法：電話または面談（面談は事前予約が必要です。）

※メールでの相談窓口については、9月中旬に（公財）滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。

※相談先電話番号は8月31日に決定予定



新型コロナ人権相談ほっとライン 077-523-〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりがかかえないでお電話ください（無料）。

受付日時：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※メールでの相談窓口については、9月中旬に（公財）滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています（予約必要）。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日（電話・面談相談）：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています（予約必要）

2. 新型コロナ人権侵害対応チームの設置

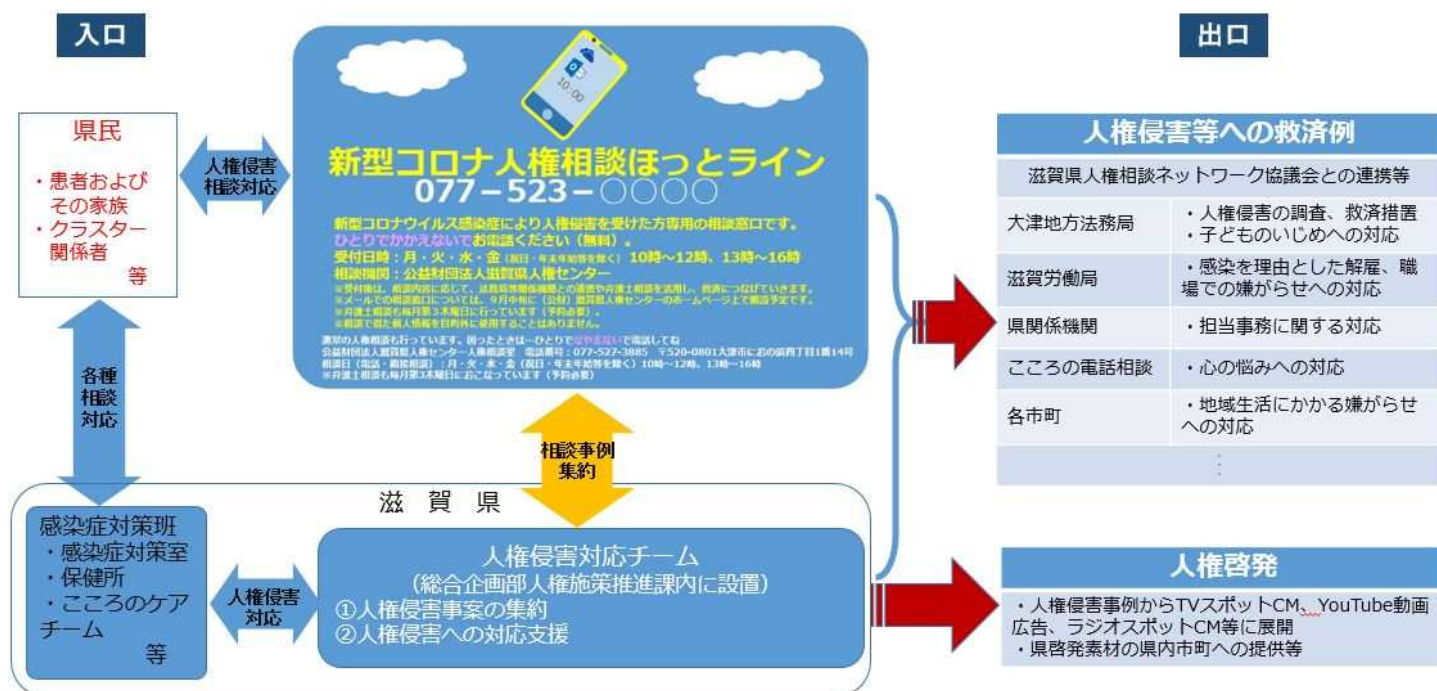
業務内容：①県各機関への新型コロナウイルス感染症関連人権侵害相談情報の集約強化
②相談を受けた人権侵害への対応

設置先：総合企画部人権施策推進課内

※滋賀県新型コロナウイルス感染症対策推進体制内の調整会議、総務・企画班に設置します。

3. 新型コロナ人権侵害防止啓発の展開

内容：①人権侵害の実例をもとに、効果的な人権啓発事業の実施
②県内市町への情報提供



「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9月1日以降の対応について

滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- イベントの開催自粛要請については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の要請を継続する。
- なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。
- また、10月以降については、国の方針に基づき改めて検討を行う。

対策の内容	8月31日まで	感染状況を見つ、 当面9月末まで
①外出自粛	・外出自粛の要請は行わない	
②イベントの開催自粛要請	・イベント主催者に対し、開催自粛を要請 【開催にあたっての上限の目安】 屋内5,000人（収容率50%以内） 屋外5,000人（十分な間隔）	
③施設の使用制限の要請等	・施設の使用制限の要請等は行わない	
④感染拡大防止対策の徹底	・2ページの協力要請の内容を参照	

9月1日以降のイベント開催自粛の考え方

【イベント開催に当たっての留意事項】

- 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底。
- イベント主催者や出演者に「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへ事前に相談

<基本的な考え方>（収容率と人数上限でどちらか小さい方を目安）

時期		収容率の目安	人数上限の目安
感染状況を見つ、 当面9月末まで	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5,000人

<具体的な当てはめ>

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。
- 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応。
- プロスポーツ等においては、無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
感染状況を見つ、 当面9月末まで		○ 【5,000人または定員の50%のどちらか小さい方を目安】 1		×	○ ※特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可（敬老会、子ども会など）

感染拡大防止対策 協力要請の内容

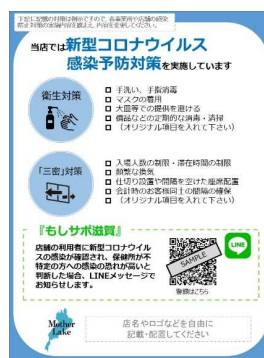
新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の点について県民の皆様に対して協力の要請を行う。(令和2年7月31日)

■感染対策の徹底

- 手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動
- 会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

■施設・事業所における感染防止策の徹底

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- テレワーク・時差出勤の推進



感染予防対策実施宣言書

■大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号：077-528-1344

開設時間：9:00～17:00（平日のみ）